

パブリック・コメント資料

三島市社会福祉法人に対する助成の
手続きに関する条例（案）

募集期間 平成28年12月15日（木）～
平成29年1月16日（月）

三島市 社会福祉部 福祉総務課

1 内容

三島市では、市内の社会福祉法人に対して、三島市補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）等に則り、補助金を交付しております。

一方、社会福祉法第58条第1項において、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。」と定められていることから、新たに社会福祉法人に対する助成の手続きに関し必要な事項を定める条例を制定しようとするものです。

【条項に付記する主な内容】

- ・助成する場合において、その目的を達成するため、必要な条件を付することが出来ることを定めます。
- ・申請書手続きに必要な書類（理由書、事業計画書、収支予算書等）を定めます。
- ・助成の条件に従わなかった場合は、全部又は一部を返還させることが出来ることを定めます。

2 施行予定日

平成29年4月1日からの施行を予定しております。

3 コメントの提出方法

募集期間内に、直接または郵送・FAX・Eメールでの提出となります。

〒411-8666 三島市北田町4番47号 福祉総務課 福祉総務係へ

電話：(983)2610 FAX：(976)5555

E-mail：hukusou@city.mishima.shizuoka.jp